

老朽木造住宅の除却補助制度

古い木造住宅の除却費用を一部補助します！

堺市では、新湊地区において、道路や公園などの公共施設整備や老朽木造賃貸住宅の建替促進補助など、防災性の向上に取り組んでまいりました。しかしながら、個々の老朽住宅の建替えが十分に進んでいるとは言えません。そのため、老朽木造住宅の除却補助を平成27年度から導入します。

対象地区

新湊地区

補助期間

平成27年度～平成32年度

補助対象者

対象建物の所有者

補助率

H27～H29年度 除却費の5/6
H30～H32年度 除却費の2/3(予定)

※H30年度以降の補助率は予算状況により変動する場合があります。

補助対象建物

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅

※固定資産評価証明書、登記事項証明書等により補助要件となる建築年月日及び補助対象面積が証明される必要があります。

※建築物を除却することにより、土地の税額が増額となる場合がありますので、十分にご検討の上、申し込んでください。

補助金額

下記項目で算定した額のうち、最も低い額が補助限度額となります。

- ①除却に要する費用×補助率
- ②除却建築物の延床面積(m²)×単価×補助率
(単価:12,000円)
- ③補助の限度額(1棟あたり)

H27～H29年度 250万円
H30～H32年度 200万円(予定)

※H30年度以降の限度額は予算状況により変動する場合があります。

これまでの事業との違い

現制度に加えて、除却補助制度を導入します。

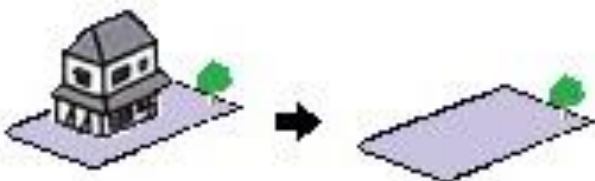
◆現制度…**老朽木造賃貸住宅**の良質な建替えについて補助するもの



規模等に応じて、除却費、共同施設整備費等の一部を補助(除却のみでは補助の対象とはなりません。)

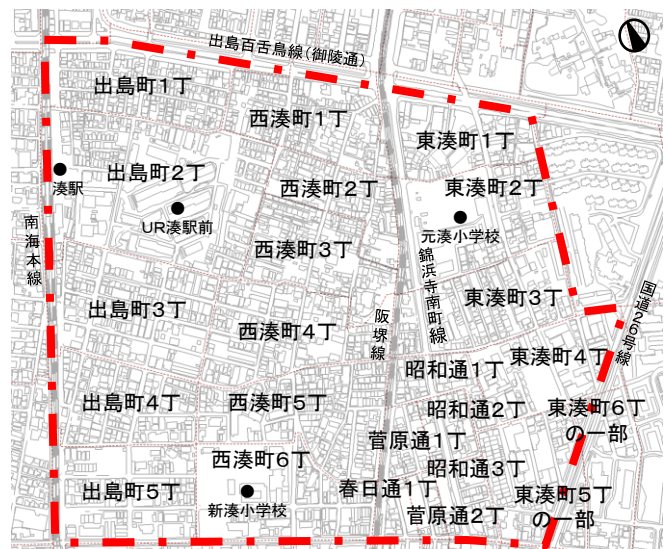
+

◆新制度…**老朽木造住宅**の除却について補助するもの



除却後の跡地が、空地でも補助対象となります。

対象箇所図



詳細については、お問い合わせ下さい。

事業、手続きの流れ

交付申請

◇「補助金交付申請書」と「必要書類」を提出してください。
※既に工事の契約・着手を行っている場合は、補助の対象となりません。



交付決定

◇補助要件等の適合について審査の上、「補助金交付決定通知書」を交付します。

工事の契約・着手

◇交付決定後に、工事の契約・着手を行ってください。



工事等の完了

実績報告

◇工事等完了後、「完了実績報告書」を提出してください。



補助金の額の確定

◇実績報告の内容等について審査の上、「補助金確定通知書」を交付します。

交付請求

◇補助金の額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。

補助金の交付



その他注意事項

- ◎手続きには時間を要しますので、早めにご相談ください。
- ◎既に工事の契約・着手を行っている場合、交付申請はできません。
- ◎補助対象となる工事は、単年度で完了するものとします。
- ◎当該年度の予算の範囲内で補助を行いますので、なくなり次第受付を締め切ることがあります。
- ◎老朽木造賃貸住宅建替事業との併用はできません。
- ◎建築物を除却することにより、土地の税額が増額となる場合がありますので、ご注意ください。
- ◎その他、詳細についてはご相談ください。

相談・申請窓口



堺市建築都市局 都市整備部 都市整備推進課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号(堺市役所) 高層館15階(北側)
電話:072-228-7425 FAX:072-228-7897
E-mail : toseisui@city.sakai.lg.jp

H P : <http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/toshiseibi/mishujutakuchi/>